

相続時精算課税制度の新設

今国会の税制改正で、「相続時精算課税制度」が創設されました。
2003年1月1日以後の相続・贈与は、新制度と従来の制度といずれかの選択となります。

1. 相続時精算課税制度

- 1) 贈与時 (1) 65才以上の親から20才以上の子への贈与
贈与財産の累計が2,500万円を超える部分は贈与税20%を前納。
(2) 1,000万円以上の住宅取得資金贈与
3,500万円超過部分に20%の贈与税前納。年齢制限ナシ。2005年末まで。
- 2) 相続時 (遺産額+贈与財産)に対する相続税-1)の前納贈与税=相続時の納付税額
マイナスになれば、贈与税は加算金つきで還付されます。
- 3) 留意点 (1) 本制度を一度選択すると、従来制度を再選択できません。
(2) 選択は、受贈者である各子供別、贈与者である父母別に行います。
(3) 相続税の計算上、贈与財産は、贈与時点の評価額により計算されます。

2. 設例による比較

- 1) 家族 配偶者ナシ、親1人、子1人(基礎控除5,000万円+1,000万円/相続人)
2) 贈与財産 4,000万円(住宅取得資金ではなく、相続開始前3年間の贈与なしと仮定)
3) 相続財産 1億円

	相続時精算課税制度	従来制度		
1. 贈与時	贈与財産 控除額 課税価格 4,000万円-2,500万円=1,500万円 贈与税額 300万円	贈与期間 1年の場合 3,890万円 1,720万円 (1,720万円×1年)	4年の場合 890万円 924万円 (231万円×4年)	20年の場合 90万円 180万円 (9万円×20年)
2. 相続時	相続財産 贈与財産 1億円+4,000万円 基礎控除 -6,000万円=8,000万円 相続税額 上記の相続税額 1,700万円 既納付贈与税額 300万円 差引納付税額 1,400万円	相続財産 基礎控除 1億円-6,000万円=4,000万円 相続税額 600万円		
3. 税額計(1.+2.)	1,700万円	2,320万円	1,524万円	780万円

お見逃しなく!

1. 相続時精算課税制度における上記の特別控除額2,500万円・3,500万円は、相続時の課税計算上では控除されません。
2. 贈与税・相続税の税率は、上限が50%になり、大はばに引き下げられました。

税率	贈与税 課税価格	相続税 各法定相続人の取得金額
10%	~200万円	~1,000万円
15%	~300万円	~3,000万円
20%	~400万円	~5,000万円
30%	~600万円	~1億円
40%	~1,000万円	~3億円
50%	1,000万円超	3億円超

従来の高税率部分:

贈与税 1,500万円超: 55~70%

相続税 4億円超: 60~70%
(各法定相続人の取得金額)

* 累進税率の各対象金額も引き下げられています。